

第3回福島県防災基本条例（仮称）検討委員会の意見一覧（関連条項順）

番号	発言委員 ※敬省略	意見内容		反映	備考	関連条項
1	北村	防災ボランティア	防災ボランティアは一般的ではなく、災害ボランティアでは。	×	「防災ボランティア」「災害ボランティア」の2つの表現があるが、防災基本計画では、「防災ボランティア」の表現が使用されていることを踏まえ、「防災ボランティア」とした。	第2条
2	北村	県民の取組	災害直後の自助の規定があってもいいのでは。「発災時に各自が命を守る行動をとる」のような規定があってもいいのでは。	○		第20条
3	村崎	事業者の取組	「非常用電源を確保すること」そのために必要な「蓄電池」等の具体的な手段について記載してはどうか。	×	手段が多様であることから、総括的な言い方として現在の規定としている。	第27条
4	村崎	事業者の取組	非常用電源等の防災設備の使用方法の教育について規定しては。	○	「従業員への防災教育」の条項に含まれる。	第28条
5	浜崎	自主防災組織の取組	住民の避難誘導の規定が必要ではないか。現状は防災士にのみ明記されている。	○		第36条
6	小松	市町村の取組	「指定福祉避難所の指定の促進」→「指定福祉避難所の指定の推進」ではないか。	○		第58条
7	安田	市町村の取組	災害に対する安全の確保として、耐震化だけでなく、区画整理、都市利用規制等、様々ある。「災害に強い基盤整備や町づくり」という表現ではどうか。	×	災害に強い基盤整備や町づくりについては、県内の市町村全てが策定している国土強靱化地域計画に詳しく規定されている。	第58条
8	安田	市町村の取組・ 県の取組	連携先に「非営利支援団体」が抜けている。	○		第60条 第65条
9	小松	県の取組	「市町村における指定福祉避難所の指定を促進するため市町村と連携し、必要な支援を行うとともに、要配慮者に対する支援を行うこと。」としては。	○		第62条
10	佐藤	県の取組	防災士の取組には、地域防災サポーターの記載がなく、県の取組に急にでてくることに違和感を感じる。防災士の役割にも記載があるといいのではないかと。 地域防災サポーターは、一部の防災士のみがなるものであり、県の取組にでてくることに違和感を感じる。地域防災サポーターではなく、防災士と県等の連携について規定してはどうか。	△	県内の防災士全員が地域防災サポーターとなることは想定していないことから防災士の取組への記載は控える。 地域防災サポーター登録制度は、県が推進している取組であることから規定した。佐藤委員の意見を踏まえ、防災士と県等の連携について規定した。	第63条
11	小松	市町村の取組・ 防災士の取組	自治体によっては、県の地域防災サポーター登録制度と同じような制度として登録防災士制度がある。登録防災士についてもいい形で条例に組み込めないか。	×	登録制度がある市町村が限られているため。	—